

平成 27 年 2 月 4 日

太陽生命保険株式会社  
大同生命保険株式会社

## 太陽生命と大同生命の商品の相互供給・販売(クロスセル)の開始

T&D保険グループの太陽生命保険株式会社(社長:田中 勝英)と大同生命保険株式会社(社長:喜田 哲弘)は、お客さまのより幅広いニーズにお応えするため、商品の相互供給・販売(クロスセル)を開始することといたしましたのでお知らせいたします。

平成27年3月2日(月)より、太陽生命の営業職員組織で大同生命の定期保険「Lタイプ(無配当歳満期定期保険)」、大同生命の営業職員組織で太陽生命のこども保険「わくわくポッケ(5年ごと利差配当付こども保険(07))」の取扱いを開始いたします。

太陽生命・大同生命は、コアビジネスである国内生命保険事業でのプレゼンス向上に取り組み、それぞれの特化市場である家庭市場および中小企業市場のさらなる深耕を追求しています。その実現に向けて、両社のお客さまのより幅広いニーズへの対応力強化を目的に、自社で開発・提供していない商品をグループ内から相互に調達し、それぞれのお客さまへスピーディーにお届けする「クロスセル」を開始することといたしました。



太陽生命・大同生命は、グループシナジーのさらなる向上を追求するとともに、T&D保険グループの経営ビジョンに掲げる「最優の商品・サービスの提供」による「お客さま満足度のトップ」を目指し、今後も取り組んでまいります。

以上

<本件に関する問い合わせ先>

太陽生命保険株式会社 広報課 松島 TEL 03-3434-5257

大同生命保険株式会社 広報課 西岡 TEL 03-3434-9190

このニュースリリースは商品の概要を説明したもので、保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては、各商品の商品パンフレット等をご覧ください。

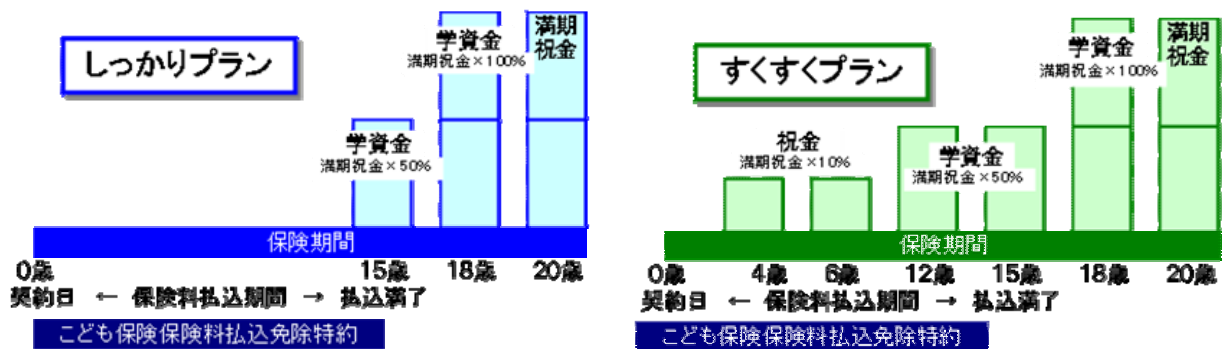
## 太陽生命・大同生命クロスセルにおける取扱商品

### 1. 太陽生命こども保険「わくわくポッケ」

お客さまの教育資金計画に合わせて学資金等の受け取り方を2つのプランから選択いただける商品です。

## わくわくポッケ

<しくみ図(イメージ)>



※いずれのプランも被保険者(お子さま)の契約年齢が0歳の場合

### 特長

お子さまの教育資金の準備をバックアップする商品として、多くのお客さまにご加入いただいています。

#### 1. 「2つのプラン」から選択可能です。

・高校・大学入学時の学資金に重点をおいた「しっかりプラン」、お子さまの成長にあわせて祝金を受け取れる「すくすくプラン」からお選びいただけます。

#### 2. 祝金・学資金の支払日は「10月1日」です。

・推薦入学などで納付時期が早い場合の入学金や資金準備に活用できます。

#### 3. 保険料のお払い込みは「15歳まで」です。

・教育費の負担が重くなる前に保険料の払込は満了します。

#### 4. ご契約者が万一のとき、三大疾病などのとき、以後の保険料払込が「不要」になります。

・ご契約者が死亡されたとき、または所定の高度障がい状態になられたとき、以後の保険料の払込は不要です。

・さらに、「こども保険保険料払込免除特約」の付加により、ご契約者が3大疾病(ガン(悪性新生物)・急性心筋梗塞、脳卒中)で所定の状態に該当されたときや、所定の疾病障がい状態、要介護状態、身体障がい状態のとき、以後の保険料払込が不要になります。

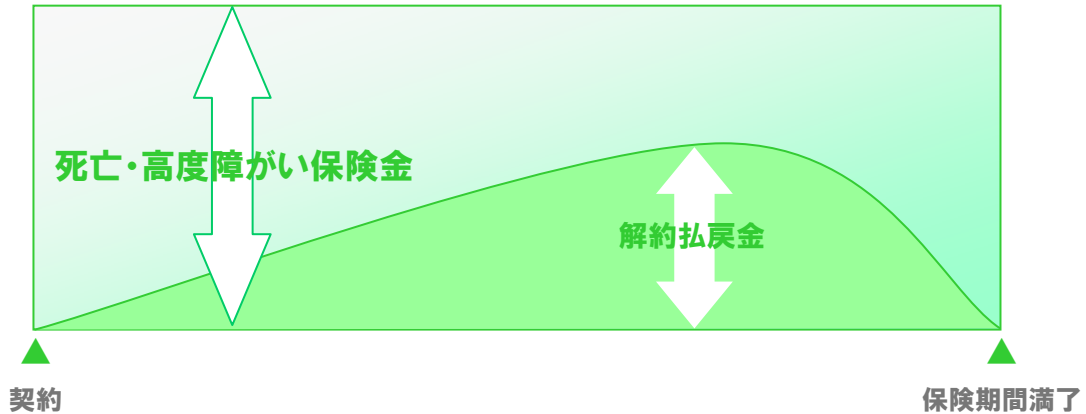
・保険料払込免除後も保障は継続し、祝金・学資金・満期祝金をお受け取りいただけます。

## 2. 大同生命定期保険「Lタイプ」

中小企業の経営者さまに万一のことがあった際に事業継続資金等として活用いただける長期の保障商品です。退職金のご準備等にも活用いただけます。

### Lタイプ

<しくみ図(イメージ)>



※この保険には満期保険金・配当金はありません。

※解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、解約払戻金はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。

#### 特長

中小企業市場に特化する大同生命の主力商品の一つとして、多くの経営者さまにご加入いただいています。

#### 1. 「長期保障」を確保できる保険

- ・最長 100 歳までの死亡保障を確保できます。重責を担う経営者に適した長期保障です。
- ・被保険者が保険期間中に死亡されたときは、死亡保険金を支払います。
- ・給付責任開始の日以降に発生したケガ・病気により、被保険者が保険期間中に所定の高度障がい状態になられたときは、死亡保険金と同額の高度障がい保険金を支払います。(以後、契約は消滅します)
- ・また、給付責任開始の日以後に発生した不慮の事故により、被保険者がその事故の日から 180 日以内の保険料払込期間中に所定の身体障がい状態になられたときは、以後の保険料の払込が不要です。

#### 2. 経過年数に応じた解約払戻金

- ・長期にわたり会社をまもるための保障の確保と同時に、保険期間の経過に応じた解約払戻金を、将来の経営資金・退職金等に活用いただけます。
- ・急に資金が必要となった場合は、解約払戻金の所定の範囲内で現金貸付(契約者貸付)を受けることができます。

#### 3. 更新はなく、「保険料は一定」

- ・契約時の保険料は、保険期間中上昇することなく一定です。